鎌倉市立小学校給食用物資納入の手引き

１　学校給食の目的等

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達に資するものであり、健康の保持増進を図ることを目的としています。食に関する正しい理解を深め、適切な判断力を養うなど、食育を推進する上で、「生きた教材」として重要な役割を担っています。また、地産地消の観点から、地場産物を積極的に取り入れ、食に関する指導に活かしています。

２　鎌倉市立小学校給食について

　　小学校は16校あり、各学校に設置されている給食室において調理を行う自校調理方式で給食を提供しています。

３　鎌倉市立小学校給食用物資納入業者登録について

　　本市小学校の給食への物資の納入にあたっては、事前に「鎌倉市立小学校給食用物資納入業者」として登録を受ける必要があります。登録申請資格等をご確認の上、申請手続きをお願いします。

　　なお、納入業者登録の承認を受けた場合であっても、必ずしも発注があるとは限りませんので、お含みおきください。

４　登録申請から登録までの流れ

　　随時、申請を受け付けています。

1. 申請

ア　申請を希望する業者は、必要書類を学務課給食担当に提出してください。なお、申請受理後、提出書類の不備等があった場合には、連絡します。提出書類の修正や追加提出を求める場合があります。

イ　必要書類

(ｱ)　鎌倉市立小学校　学校給食用物資納入業者登録申請書（様式第１号）

納入希望校までの所要時間を記入した配送ルート略図（学校ごとに１枚）及び複数校（最多）への納入を想定した所要時間を記入した配送計画ルート略図を必ず提出してください。

　　　(ｲ)　誓約書（様式第２号）

内容をよく確認してください。

(ｳ)　食品衛生監視票の写し

１年以内に発行されたものであり、法改正前の食品衛生監視票も可。

食品衛生法又は魚介類商等に関する条例に基づく営業許可が必要となる業種のみ提出。

※監視指導記録票（横浜市様式）等の自治体独自の様式ではなく、国様式の食品衛生監視票の写しのみとします。

(ｴ)　食品営業許可書の写し又は「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例」に基づく営業報告済みの証票の写し。

（ｵ）　納税証明書　(法人にあっては法人市民税、個人商店にあっては代表者の市民税)※原本（コピー不可）、直近の事業年度のものを提出。

⑵　審査

申請内容を確認し、適否を審査します。

⑶　審査結果

審査の結果、登録が決定した業者には、「鎌倉市立小学校　学校給食用物資納入業者登録承認書」（以下「承認書」という。）を２月下旬頃交付します。

⑷　登録後

学務課から鎌倉市立小学校に対し、新規登録業者を周知します。学校では取扱品目、品質、規格、価格及び納入実績等を総合的に判断し発注を行います。登録業者であっても、必ずしも発注があるとは限りません。

５　登録申請資格要件

1. 申請日現在、引き続き２年以上営業を営んでいること又は納入実績等から物資供給能

力を有していると認められること

1. 納期の到来した市民税を完納していること（法人にあっては法人市民税、個人商店に

あっては代表者の市民税）

1. 食品衛生監視票による監視採点結果が８割以上であること（食品衛生法又は魚介類商

等に関する条例に基づく営業許可が必要となる業種のみ）

1. 指示する期日・時刻・場所に、指定された数量の物資を納入できること

６　発注について

　各学校から業者へ発注を行います。ただし、一部物資については、購入の方法を変更します。

1. 単価契約による購入を行う物資（調味料・乾物等）

次の物資は、年２回（前期・後期）、市内16小学校の使用予定数量をもとに、教育委員会が取りまとめ、見積合わせを行い、単価契約を行った上で、納入していただきます。各学校への納入数量は、前月に発注書にてお知らせします。

前期見積は、５月から９月までに使用する物資について、３月上旬頃に見積を徴し、４月上旬に業者を決定し、契約を行います（４月分は、別途発注を行います。）。

後期見積は、10月から３月までに使用する物資について、７月下旬頃に見積を徴し、９月上旬に業者を決定し、契約を行います。

単価契約を行った物資は、契約決定業者のみ納入することができます。また、同一物資でも、規格が異なる場合のみ、各学校が独自に発注することができるものとします。

ア　砂糖（上白糖）

イ　醤油

ウ　米油（ペットボトル入り）

エ　米油（一斗缶）

オ　片栗粉

カ　小麦粉

※品目数や物資の内容を変更することがあります。

1. ⑴以外の物資

原則、前月20日頃までに各学校が発注を行います。

ただし、学校ごとに見積合わせを実施し、業者を選定する場合があります。その場合

は、各学校から、前月20日頃に業者へ見積依頼を行い、学校へ見積書を提出していただき、最も廉価な見積を提示した業者に、発注を行います。

⑶ 県給食会から購入する物資

原則として、米、パン、麺及び牛乳については、本市と（公財）神奈川県学校給食会の間で学校給食用物資売買契約書を締結し、同契約書に基づき、購入します。

７　物資納入にあたっての注意事項

1. 品質・衛生管理について

ア　良質な物資の選定を行い、新鮮かつ清潔なものを納入する。

イ　品質、容器、包装の衛生についても充分確認するとともに、その保管については特に注意する。

ウ　食品の保存、運搬に当たっては、温度管理に注意し衛生的に取り扱う。

エ　容器の清掃は充分に行い、衛生的に保管する。空容器は、翌日までに回収する。

オ　ダンボールは、害虫のすみかになりやすく清潔なものではないため、その取扱い、置き場に注意する。

　　カ　従業員の健康に十分注意する。市から衛生検査等に係る報告を求められた場合は

速やかに報告書を提出する。

キ　従業員については、衛生的な服を着用する。

ク　食品製造を行う場合は、調理器具類を充分洗浄、消毒する。

1. 納入時間

納入物資は、原則当日納品とし、使用当日の午前８時40分までに納入する。

1. 納入場所

各小学校給食室（学校の指示による）

1. 納品書について

賞味（消費）期限、加工日、納入時間、産地、会社名（業者名）を記入し、学校へ提

出する。

1. 加工食品について

賞味（消費）期限、加工日等を明記し、成分表・配合表・食品添加物・原産国・製造

工場・製造工程・細菌検査・遺伝子組換えの有無について、最新の資料を提出する。

1. 臨時休校等により給食実施に影響があった場合、食材の発注変更にご協力お願いしま

す。

８　給食物資の代金の請求について

請求書は、翌月の10日までに納品先の学校へ必ず提出してください。学期末について

は、給食終了後速やかに、納品先の学校へ提出してください。

※提出期日を厳守してください。

※振込手数料は、市が負担します。

　【注意点】請求書の作成にあたって

　　ア　請求書の日付は、学校への提出日です。必ず記入してください。

　　イ　鎌倉市長宛てにしてください。

　　ウ　「鎌倉市立小学校給食食材〇〇小学校〇月分」と記入してください。

　　エ　請求者の住所、氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名)を記入してください。

オ　代表者名横に、登録申請の際に使用した印と同一の代表者印を押印してください。

カ　合計金額は、小計したものに、消費税を乗じて、１円未満は切り捨ててください。詳細は、記入例を確認してください。

　　キ　請求内訳を添付してください。

　　ク　振込先口座を記入してください。

　　ケ　修正が必要となった場合には、訂正線及び訂正印を押印してください。

９　登録の取消

　　次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことがあります。

1. 虚偽の申請その他不正の手段により登録を受けた場合
2. 誓約内容を遵守せず、学校給食の運営を著しく妨げた場合
3. その他の理由により、不適格業者であると認められた場合